

令和6年度 特定事業主行動計画実施状況 及び 女性の職業選択に資する情報の公表

北播磨総合医療センター企業団

(1)採用した職員に占める女性職員の割合

区分	R 3	R 4	R 5	R 6
医師職	27.7% (13 人/47 人)	20.0% (11 人/55 人)	31.0% (13 人/42 人)	25.5% (13 人/51 人)
医療技術職	40.0% (2 人/5 人)	66.7% (2 人/3 人)	60.0% (9 人/15 人)	66.7% (6 人/9 人)
看護職	89.7% (52 人/58 人)	96.6% (57 人/59 人)	95.7% (45 人/47 人)	86.2% (50 人/58 人)
事務職	75.0% (3 人/4 人)	0.0% (0 人/2 人)	50.0% (2 人/4 人)	33.3% (1 人/3 人)
計	61.4% (70 人/114 人)	58.8% (70 人/119 人)	63.9% (69 人/108 人)	57.9% (70 人/121 人)

(2)採用試験の受験者の総数に占める女性職員の割合

区分	R 3	R 4	R 5	R 6
医療技術職	61.5% (8 人/13 人)	75.4% (43 人/57 人)	73.9% (17 人/23 人)	58.6% (34 人/58 人)
看護職	94.4% (85 人/90 人)	96.6% (57 人/59 人)	86.3% (63 人/73 人)	91.1% (72 人/79 人)
事務職	56.0% (14 人/25 人)	63.6% (21 人/33 人)	33.3% (5 人/15 人)	87.5% (7 人/8 人)
計	83.6% (107 人/128 人)	81.2% (121 人/149 人)	76.6% (85 人/111 人)	77.9% (113 人/145 人)

【R5 年度～特定事業主行動計画における目標：50%以上】

(3) 職員に占める女性職員の割合

区分	R3. 4. 1 時点	R4. 4. 1 時点	R5. 4. 1 時点	R6. 4. 1 時点
医師職	19.9% (34 人/171 人)	19.0% (33 人/174 人)	19.6% (35 人/179 人)	22.8% (41 人/180 人)
医療技術職	43.8% (57 人/130 人)	46.0% (63 人/137 人)	47.0% (70 人/149 人)	48.0% (71 人/148 人)
看護職	92.2% (470 人/510 人)	92.5% (445 人/481 人)	93.2% (458 人/427 人)	92.1% (444 人/482 人)
事務職	43.5% (20 人/46 人)	41.0% (16 人/39 人)	37.5% (15 人/40 人)	37.5% (15 人/40 人)
正規職員 計	67.8% (581 人/857 人)	67.0% (557 人/831 人)	66.2% (547 人/826 人)	67.2% (571 人/850 人)
会計年度任用職員	94.0% (156 人/166 人)	93.1% (161 人/173 人)	93.4% (155 人/166 人)	91.9% (158 人/172 人)

(4) 男女別の育児休業取得率

区分	R 3		R 4		R 5	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
医師職	0.0% (0 人/11 人)	66.7% (2 人/3 人)	0.0% (0 人/8 人)	100.0% (2 人/2 人)	0.0% (0 人/6 人)	100.0% (6 人/6 人)
医療技術職	0.0% (0 人/5 人)	100.0% (2 人/2 人)	0.0% (0 人/3 人)	100.0% (3 人/3 人)	50.0% (2 人/4 人)	100.0% (3 人/3 人)
看護職	25.0% (1 人/4 人)	100.0% (19 人/19 人)	0.0% (0 人/5 人)	100.0% (19 人/19 人)	100.0% (2 人/2 人)	100.0% (24 人/24 人)
事務職	100.0% (1 人/1 人)	100.0% (3 人/3 人)	0.0% (0 人/1 人)	該当者なし	100.0% (2 人/2 人)	該当者なし
正規職員 計	9.5% (2 人/21 人)	96.3% (26 人/27 人)	0.0% (0 人/17 人)	100.0% (24 人/24 人)	42.9% (6 人/14 人)	100.0% (33 人/33 人)
会計年度任用職員	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

区分	R 6	
	男性	女性
医師職	50.0% (4 人/8 人)	100.0% (3 人/3 人)
医療技術職	33.3% (2 人/6 人)	100.0% (1 人/1 人)
看護職	66.7% (2 人/3 人)	100.0% (25 人/25 人)
事務職	100.0% (1 人/1 人)	100.0% (1 人/1 人)
正規職員 計	50.0% (9 人/18 人)	100.0% (30 人/30 人)
会計年度任用職員	該当者なし	該当者なし

【R5 年度～特定事業主行動計画における目標：男性の育児休業取得率 30%以上】

(5) 超過勤務の状況 (職員一人当たりの1ヶ月の平均時間)

区分	R 3	R 4	R 5	R 6
医師職	56.8 時間	48.8 時間 (前年比 14.1%減)	47.0 時間 (前年比 3.7%減)	45.5 時間 (前年比 3.2%減)
医療技術職	18.2 時間	15.7 時間 (前年比 13.7%減)	13.7 時間 (前年比 12.7%減)	14.1 時間 (前年比 2.9%増)
看護職	9.1 時間	9.7 時間 (前年比 6.6%増)	8.5 時間 (前年比 12.4%減)	8.8 時間 (前年比 3.5%増)
事務職	16.3 時間	15.2 時間 (前年比 6.7%減)	12.0 時間 (前年比 21.1%減)	11.8 時間 (前年比 1.7%減)

※パートタイム会計年度任用職員は含まない。

【R5 年度～特定事業主行動計画における目標：対前年比 3 %以上削減】

(6) 年 960 時間以上の時間外勤務をしている医師

区分	R 3	R 4	R 5	R 6
医師職	27 人	21 人	22 人	11 人

【R5 年度～特定事業主行動計画における目標：10 人以下】

(7) 有給休暇取得率 (当年付与日数に対する取得率)

区分	R 3	R 4	R 5	R 6
医師職	32.7% (平均取得日数 6.5 日)	38.7% (平均取得日数 7.7 日)	41.8% (平均取得日数 8.4 日)	49.3% (平均取得日数 9.9 日)
医療技術職	69.9% (平均取得日数 14.0 日)	76.9% (平均取得日数 15.4 日)	78.5% (平均取得日数 15.7 日)	76.9% (平均取得日数 15.4 日)
看護職	53.9% (平均取得日数 10.8 日)	67.1% (平均取得日数 13.4 日)	84.2% (平均取得日数 16.8 日)	78.4% (平均取得日数 15.7 日)
事務職	39.0% (平均取得日数 7.8 日)	53.5% (平均取得日数 10.7 日)	58.2% (平均取得日数 11.6 日)	60.8% (平均取得日数 12.2 日)
計	51.3% (平均取得日数 10.3 日)	61.6% (平均取得日数 12.3 日)	72.0% (平均取得日数 14.4 日)	70.3% (平均取得日数 14.1 日)

※当該年度の全期間に在籍した職員（育児休業等を除く）を対象

※パートタイム会計年度任用職員は含まない。

【R5 年度～特定事業主行動計画における目標：60%以上】

(8) 管理職に占める女性職員の割合

区分	R3. 4. 1 時点	R4. 4. 1 時点	R5. 4. 1 時点	R6. 4. 1 時点
医師職	0.0% (0 人/4 人)	0.0% (0 人/5 人)	0.0% (0 人/5 人)	0.0% (0 人/5 人)
医療技術職	53.8% (14 人/26 人)	50.0% (13 人/26 人)	44.0% (11 人/25 人)	40.0% (8 人/20 人)
看護職	98.4% (62 人/63 人)	98.4% (60 人/61 人)	98.2% (56 人/57 人)	96.7% (58 人/60 人)
事務職	0.0% (0 人/7 人)	0.0% (0 人/7 人)	0.0% (0 人/8 人)	0.0% (0 人/8 人)
計	76.0% (76 人/100 人)	73.7% (73 人/99 人)	70.5% (67 人/95 人)	71.0% (66 人/93 人)

令和6年度 給与の男女の差異の情報公表（医師職）

当医療センターでは様々な職種が存在し、それぞれの職種で給料格付けも異なっているため、全職員で集計及び公表は行わず職種ごとに集計し、詳細な情報を公表する。

1. 医師職に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
正規職員	75.0%
再任用職員	—
会計年度任用職員	—
全職員（医師職のみ）	75.4%

2. 正規職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	83.9%
課長相当職	87.3%
課長補佐相当職	—
係長相当職	80.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	69.5%
1～5年	81.9%

【説明欄】

比較対象者が「0」の場合もしくは少数（3人未満）の場合は、「—」で表示。
中途採用者が多いため、勤続年数が短い者でも給与が高くなるなど、割合に幅が出る。
住居手当、扶養手当は男性職員が受給者となることが多く、男性職員の給与が高くなる傾向がある。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和6年度 給与の男女の差異の情報公表（医療技術職）

1. 医療技術職に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
正規職員	89.2%
再任用職員	115.1%
会計年度任用職員	—
全職員（医療技術職のみ）	87.9%

2. 正規職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	—
課長相当職	96.6%
課長補佐相当職	—
係長相当職	96.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.7%
31～35年	—
26～30年	92.5%
21～25年	—
16～20年	95.2%
11～15年	83.5%
6～10年	86.7%
1～5年	87.0%

【説明欄】

比較対象者が「0」の場合もしくは少数（3人未満）の場合は、「—」で表示。
中途採用者が多いため、勤続年数が短い者でも給与が高くなるなど、割合に幅が出る。
女性職員の部分休業取得者が多いため、女性職員の給与が低くなる傾向がある。
住居手当、扶養手当は男性職員が受給者となることが多く、男性職員の給与が高くなる傾向がある。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和6年度 給与の男女の差異の情報公表（看護職）

1. 看護職に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
正規職員	101.1%
再任用職員	—
会計年度任用職員	—
全職員（看護職のみ）	98.0%

2. 正規職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	—
課長相当職	—
課長補佐相当職	—
係長相当職	98.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	93.8%
11～15年	95.7%
6～10年	95.7%
1～5年	104.7%

【説明欄】

比較対象者が「0」の場合もしくは少数（3人未満）の場合は、「—」で表示。
中途採用者が多いため、勤続年数が短い者でも給与が高くなるなど、割合に幅が出る。
女性職員の育児短時間勤務者が多いため、女性職員の給与が低くなる傾向がある。
住居手当、扶養手当は男性職員が受給者となることが多く、男性職員の給与が高くなる傾向がある。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和6年度 給与の男女の差異の情報公表（事務職）

1. 事務職に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
正規職員	76.5%
再任用職員	—
会計年度任用職員	105.2%
全職員（事務職のみ）	70.4%

2. 正規職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	—
課長相当職	—
課長補佐相当職	—
係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	67.6%
1～5年	79.8%

【説明欄】

比較対象者が「0」の場合もしくは少数（3人未満）の場合は、「—」で表示。
中途採用者が多いため、勤続年数が短い者でも給与が高くなるなど、割合に幅が出る。
住居手当、扶養手当は男性職員が受給者となることが多く、男性職員の給与が高くなる傾向がある。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。